

みんなで支えあう私たちの国民健康保険

国民健康保険(国保)は、思いがけない病気やケガに備えて、加入者(被保険者)がお金(保険税)を出し合って医療費などを補助する「助け合いの制度」です。

医療機関で被保険者証を提示すると、自己負担は3割(義務教育就学前の子どもは2割、70歳から74歳の方は1割または3割)です。70歳以上の方は、「国保の被保険者証」とともに「高齢受給者証」を提示してください。75歳になると、誕生日当日から後期高齢者医療制度で医療給付を受けることになります。



国保は加入者が助け合う「助け合いの制度」です

●国民健康保険税納税通知書を7月12日(金)に発送します

保険税を特別な事情もなく滞納し、納付相談などにも応じない場合は、被保険者証から資格証明書などへの切り替えや、保険給付の一時差し止めの措置を受ける場合があります。納期限内の納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。預金通帳・通帳届け出印・最新の納税通知書をお持ちのうえ、市内金融機関の窓口で手続きしてください。

【平成25年度 保険税額の決まり方】

保険税額＝医療分(①+②+③+④)＋後期分(①+②+③+④)＋介護分(①+②+③+④)

区 分		税率・税額		
		医療分	後期分	介護分※
①所得割額	加入者各個人の平成24年中の所得から33万円を引いた金額に右の税率をかけます。	6.7%	2.4%	2.2%
②資産割額	平成25年度の固定資産税(都市計画税を除く)のうち、土地と建物にかかる金額に右の税率をかけます。共有の場合は、持ち分に応じて計算します。	19.0%	8.3%	5.6%
③均等割額	加入者の人数に応じて計算します。右の額は、1人あたりの1年間にかかる金額です。	23,400円	8,400円	8,400円
④平等割額	加入世帯を単位として計算します。右の額は、1世帯あたりの1年間にかかる金額です。	27,600円	7,200円	7,800円
課税限度額	1世帯につき、医療分・後期分・介護分でそれぞれ1年間に課税される限度額です。	50万円	13万円	10万円

※ 介護分は40歳以上64歳以下の方のみが対象となります

【特別徴収(年金からの天引き)と口座振替】

以下の条件に当てはまる場合は、世帯主の年金から特別徴収(年金からの天引き)となります。

- ① 国保に加入している世帯主の年金が年額18万円以上である
- ② 世帯主も含めて、世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までである
- ③ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金額の2分の1を超えない

ただし、保険税の特別徴収に該当する場合でも、口座振替により保険税を確実に納められる方は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することもできます。また、所得税および住民税の社会保険料控除について、特別徴収の場合は年金から天引きされた方が、口座振替で納付した場合は、実際に保険税を支払った方が控除を受けることができます。

【保険税を納めるのは世帯主】

世帯主が社会保険などに加入していても、世帯の中に国保の加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主の方に送られます。ただし、保険税は、実際の加入者の分だけで計算されます。

【保険税の軽減措置があります】

1. 前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合は、均等割額、平等割額が軽減になります。収入の無い場合でも所得の申告をしてください
2. 火災、天災その他これらに類する災害または盗難等により納税義務者およびその世帯に属する被保険者の住宅や家財などに損害を受けた時は、減額、または免除になる場合があります
3. 倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な理由で離職し雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者である場合に保険税の軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です

●医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に申請してください！

「限度額適用認定証」を医療機関で提示することで、ひと月の窓口での負担額が一定の限度額までとなります。

住民税非課税世帯の方には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付となり、ひと月の窓口での負担額が一定の限度額までとなるほか、1食あたり260円の食事代が210円となります。さらに認定証の交付を受けてから1年以内に入院日数が90日を超えた場合、申請することで食事代が1食あたり160円になります。

現在交付されている認定証の有効期限は7月末日です。8月からの認定証が必要な方は、7月18日以降、窓口で更新の手続きをしてください。

▶ **対象** 保険税を滞納していない世帯の方

▶ **申込** 国保の被保険者証、印かん(朱肉をつかうもの)をお持ちのうえ、医療保険課（東仮庁舎事務棟2階）、田沼総合窓口課、葛生総合窓口課で手続きしてください

●新しくなります！ 高齢受給者証

▶ **対象** 70歳以上の方で、昭和18年8月1日以前に生まれた方（後期高齢者医療制度加入者を除きます）

▶ **内容** 国保の高齢受給者証が8月1日から更新されます。現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日までとなりますのでご注意ください。新しい受給者証は、7月下旬に各世帯に郵送します。受給者証には、同世帯の70歳以上の方の平成24年中の所得状況に応じて判定した一部負担金の割合（1割または3割）が記載されています。

●特定健康診査を受診しましょう！ ストップ!メタボ ゴー!特定健診

40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健診を行っています。年に一度、健診を受けてメタボ予防に努め、自身の健康状態をチェックしましょう。

※国保人間ドックを受診された方、またはこれから受診される方は検査内容が重複するため受診できません

■問合せ

国保の制度、給付について 医療保険課国保係 ☎(20)3024

保険税の計算について 市民税課税政係 ☎(20)3007

保険税の口座振替、納付相談について 収納課収納管理係・納税係 ☎(20)3010

資格証明書、短期被保険者証について 医療保険課収納対策係 ☎(20)3024